

[事案 2024-126] 解約返戻金支払請求

・令和7年4月3日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2024-125] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、正確な計算方法による解約返戻金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年4月に契約した組立型保険について、以下の理由により、正確な計算方法による解約返戻金を支払ってほしい。

- (1) 保険証券を手交された日には、本契約が掛け捨てであることや、クーリング・オフの説明がなかった。
- (2) 最初の払込みが年払いであったことから、満期型保険だと思った。
- (3) 解約返戻金の表は保険証券に記載されていたが、その説明は全くなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、保障と貯蓄のニーズがあり、目的を明確にしたいとの意向であったため、保障については本契約に、貯蓄については別件契約（個人年金保険（一時払））に加入いただいた。
- (2) 平成26年4月、まず別件契約の申込手続きを行い、その後、本契約の申込手続きを行った。本契約の申込手続き時には、契約概要（設計書）、注意喚起情報を用いて説明のうえ交付し、募集用携帯端末の画面上で意向確認（保障内容、保障額、保障期間、保険料等の項目について、意向に沿ったものになっているからをチェックいただく）を実施し、保険契約の重要事項についても了知・同意した旨、チェックいただいたうえで申立人に署名をいただいた。
- (3) クーリング・オフ制度や解約返戻金も、契約概要（設計書）、注意喚起情報を用いて説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込の際の事情等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。